

電子ギフト発行・管理に関する業務に対する質問・回答一覧

質問事項	回答
入札説明書 5 入札参加申請方法 以下申請書類は、コピー（写し）でもよろしいでしょうか。 印鑑証明書 商業・法人登記の登記（履歴又は現在）事項全部証明書 （商業・法人登記簿謄本） 法人税及び消費税の納税証明書（その3の3） 財務諸表	入札説明書5-(1)申請書類について、 ③から⑥については複写可とする。
仕様書全体 デジタルギフトの発行と160名の方への通知としてお知らせの発送となっておりますが この業務の中に、コールセンターなど電話、メールなどを通して、通知者からの問合せ受付や操作案内などは 含まれますでしょうか？	当該業務には、電話やメールなどを通して、通知者からの問合せ受付や操作 案内は含みません。ただし、事業者が運営するサイトに関する問合せについ ては、ご対応いただくことを想定しています。
P1.6(1)送付物に関して：A3帳票のデザイン制作および封筒の製作も業務に含まれますか。	当該業務にはA3帳票のデザイン制作および封筒の作成も含まれます。
質問1 仕様書4 対象者 満 60 歳以上の市民を対象として 実施する「（仮称）スマホ申請やってみようキャンペーン」参加者の中から、発注者が 抽選を行い決定した当選 者 160 名とする。 →60歳以上で市民かどうかを調べるために受託者が住民基本台帳の情報を取り扱う想定しておりますでしょうか？ 質問2 入札金額には 160 名 × 5,000円 = 800,000円 分の電子ギフト分を含めて入札金額に記載するとう認識で問題ありませんか？ 質問3 簡易書留が宛先不明や保管期限切れで戻ってきた場合、返送先は受注者・発注者のどちらになりますか。また、再送対応の有無や費用負担はどう なりますか。 質問4 精算の基準と対象費用 支払い条件が「対象者の交換数に応じて支払う」とありますが、これは「システム構築費・印刷発送費等の固定費」と「実際に交換された電子ギ フト代金（実費）」を分けた精算（または概算払い・精算払い）となりますか。それとも交換数に応じた従量単価契約になりますか。 質問5 入札説明書 4 入札参加資格 (3)-1：本市の令和8年度入札参加資格者名簿に登録されている者であること。（ただし、必要書類が提出さ れていること。） (3)-2：上記(3)-1に掲げる名簿に登録されている者と同等の資格要件を有すると認められる者であること。 →入札参加資格を持っていない事業者なのですが、(3)-2に記載がある「上記(3)-1に掲げる名簿に登録されている者と同等の資格要件を有すると認 められる者」とは具体的にどのような者になりますでしょうか？	質問1 当該業務では当選者リストの作成までを市が実施するため、受注者による住 民基本台帳の取り扱いとは想定していません。 質問2 認識のとおりです。 質問3 簡易書留の宛先不明や保管期限切れの返送先は発注者とし、事業者による再 送付の対応は想定しておりません。ただし、受注者による宛先記載誤り等の 場合に係る再送付に関する費用については負担いただくことを想定していま す。 質問4 委託料の支払いについては、固定費と実費を分けご請求いただくことを想定 しています。なお、委託料の支払い時期等の詳細については、契約締結前に 協議のうえ決定します。 質問5 入札説明書 4 -(3)-2「(3)-1に掲げる名簿に登録されている者と同等の資格要 件を有すると認められる者」であるかの審査を行うために、5-(1)に記載し ている申請書類の提出をお願いしております。